

外資企業の解散・活動休止

執筆者：水野コンサルタンシーグループ代表 水野真澄

執筆日：2021年10月8日（NNA連載第929回）

No.48

1. 清算・破産

① 任意清算

外資企業の解散は、通常、任意清算の形で実施される。

⇒ 債務弁済を完了できる前提で、当該企業が自主的に清算手続きを行う方法。

以前は、1～2年の時間を要したが、ここ数年、制度の合理化が図られており、所要時間が短縮されている。

⇒ 時間短縮の主要因は、商務主管部門の許可が不要となったこと。税務登記抹消手続きが合理化されたこと。

1) 商務主管部門の許可免除

かつては、清算手続きを開始する前に、商務主管部門で清算許可を取得する必要があったが、2016年10月1日より、非ネガティブリスト外資企業は備案手続きに変更（この時点で、1か月程度の所要時間が1週間に短縮）、更に、2020年1月1日の外商投資法施行後、商務主管部門での手続きが不要となった。

2) 税務登記抹消の合理化

清算手続きで一番時間を要するのが税務登記抹消でしたが、2018年以降、合理化が進んでいる。合理化の要素は以下。

- 国税と地税の統合
二重審査が、一回で終了するようになった。
- 税務登記即時抹消
「企業税務抹消手続の一層の合理化に関する通知（税総発[2018]149号）」により、過去の納税状況に問題が無い企業は、税務登記即時抹消申請が可能となった。

結果とし、半年以上を要していた税務登記抹消が、即時抹消の準備手続き（過去の納税状況に問題が無いかの確認）に要する1か月程度となっている。

⇒ 納税状況に問題ありと見なされた場合は、この限りではない。

② 特別清算・破産

● 特別清算

企業が自主的に清算手続きを取らないため、債権者からの申し立てにより清算手続きを実施する形式。

⇒ 期限を過ぎても清算委員会を組成せず、清算を開始しない場合、債権者は裁判所に、関係者を指定して清算委員会を組成し、清算業務を行なう事を申請できる（会社法・第183条）。

その上で、会社の資産で債務弁済を完了できる場合は特別清算となり、債務弁済が出来ない場合は、破産となる。破産は、会社主体の解散きはできず、裁判所主導となる。

2. 簡易登記抹消

「企業簡易抹消登記改革の全面推進に関する指導意見（工商企注字[2016]253号）」で開始された制度（その後、国市監注発[2021]45号で若干の規制緩和）。

市場監督局に登記抹消申請をし、20日間の告知期間中に異議申し立てがなければ、企業登記の抹消が認められる。

この方法が採用できる企業は、「営業許可証を取得したが経営活動を行っていない企業」、「登記抹消申請以前に、債権・債務が発生していない、若しくは、債権・債務の精算が完了している企業」と規定される。

但し、営業活動を行った企業の場合、たとえ債権債務の精算を完了していても、過去の納税状況に関する確認を税務機関から受けていない場合、異議申し立てが想定される。

⇒ 実務上は、「営業許可証を取得したが経営活動を行っていない企業（税務登記を行っていない企業）」が採用する方法と言える。

3. 休眠

2022年3月1日より施行される「市場主体登記管理条例（国務院令2021年第746号）」には、「災害や社会安全問題等により、経営上の困難が生じた場合、3年以内の活動休止を申請できることが規定されている。

⇒ 現時点では、この方法採用の難易度や条件が判断できない。